

大分県市町村合併支援本部設置要綱

(設置)

第1条 大分県における自主的な市町村合併を円滑かつ適切に推進し、支援するため、「大分県市町村合併支援本部」(以下、「支援本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市町村合併に対する支援の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市町村建設計画の具体化支援に関すること。
- (3) 旧町村部の支援に関すること。
- (4) その他市町村合併の支援に必要な事項に関すること。

(構成員等)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てるものとするが、本部長は、必要に応じて本部員を追加することができる。

(地域支援本部)

第4条 支援本部に、振興局が所管する区域(以下、「所管区域」という。)ごとに地域市町村合併支援本部(以下、「地域支援本部」という。)を設置する。

- 2 地域支援本部は、第2条に掲げる事務のうち、その所管区域に関する事項について審議するとともに、本部長の指示する事項の処理に当たる。
- 3 地域支援本部は、地域支援本部長及び本部員をもって構成する。
- 4 地域支援本部長は振興局長をもって充て、本部員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 地域支援本部長は、必要に応じて本部員を追加することができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 支援本部に、旧町村部特別支援プロジェクトチームを置く。

- 2 旧町村部特別支援プロジェクトチームは、第2条に掲げる事務のうち、旧町村部の支援に関する事項について審議するとともに、本部長の指示する事項の処理に当たる。
- 3 旧町村部特別支援プロジェクトチームは、リーダー及びメンバーをもって構成する。
- 4 リーダーは企画振興部おおいた創生推進課長をもって充て、メンバーは別表3に

掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第6条 支援本部及び地域支援本部にそれぞれ幹事会を置く。

- 2 幹事会は、支援本部または地域支援本部の会議に付すべき事項について、あらかじめ検討するとともに、本部長または地域支援本部長の指示する事項を処理する。
ただし、本部長の指示する軽易な事項については、幹事会において決定することができる。
- 3 支援本部の幹事会は、前項により決定した事項については、本部長に報告しなければならない。
- 4 支援本部の幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 5 地域支援本部の幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 6 支援本部の幹事会にあっては、幹事長は総務部審議監をもって充て、副幹事長は総務部市町村振興課長及び企画振興部おおいた創生推進課長をもって充てる。
- 7 幹事は、別表4に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 地域支援本部の幹事会にあっては、幹事長は、地域創生部長をもって充て、幹事は別表5に掲げる職にある者をもって充てる。
- 9 本部長及び地域支援本部長は、必要に応じて、幹事を追加することができる。

(会議)

第7条 支援本部の会議は本部長が、地域支援本部の会議は地域支援本部長が、プロジェクトチームの会議はリーダーが、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長、地域支援本部長、プロジェクトチームリーダー及び幹事長は、必要に応じてそれぞれの会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第8条 幹事会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務)

第9条 支援本部及び幹事会の事務は、総務部市町村振興課及び企画振興部おおいた創生推進課において共同して処理する。

- 2 プロジェクトチームの事務は、企画振興部おおいた創生推進課において処理する。
- 3 地域支援本部及び幹事会の事務は、各振興局地域創生部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関する必要な事項は本部長

が、地域支援本部の運営に関する必要な事項は地域支援本部長が、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年6月4日から施行する。
- 2 大分県行政広域化推進研究会設置要綱(平成11年8月31日施行)は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月19日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

支援本部

総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
生活環境部長
商工観光労働部長
農林水産部長
土木建築部長
教育長
警察本部長
各振興局長

別表4（第6条関係）

支援本部幹事会

行政企画課長
人事課長
財政課長
政策企画課長
おおいた創生推進課長
福祉保健企画課長
生活環境企画課長
商工観光労働企画課長
農林水産企画課長
土木建築企画課長
教育庁教育改革・企画課長
警察本部警務部警務課長
各振興局地域創生部長

別表2（第4条関係）

地域支援本部

振興局次長
保健所長
土木事務所長
教育事務所長

別表3（第5条関係）

旧町村部特別支援プロジェクトチーム

電子自治体推進課長
市町村振興課長
地域交通・物流対策室長
福祉保健企画課長
高齢者福祉課長
生活環境企画課長
環境保全課長
消防保安室長
商工観光労働企画課長
DX推進課長
商業・サービス業振興課長
農林水産企画課長
新規就業・経営体支援課長
おおいたブランド推進課長
農地計画課長
林務管理課長
森との共生推進室長
水産振興課長
建設政策課長

別表5（第6条関係）

地域支援本部幹事会

振興局	総務部長
同	農山漁村振興部長
同	生産流通部長
同	農林基盤部長
保健所	健康安全企画課長
同 保健部	健康安全・衛生課長
土木事務所	総務課長
同	企画調査課長
教育事務所	総務課長 等

市町村合併の推進・支援体制

(各地域)

市町村合併支援本部

本部長：知事
副本部長：副知事
本部員：各部局長
教育長
警察本部長
各振興局長

〇〇地域市町村合併支援本部

〔役割〕
支援本部所掌事務に係る
所管区域に関する事項の
審議等
〔構成員〕
本部長：振興局長
本部員：各地方機関の長等

旧町村部特別支援プロジェクトチーム

〔役割〕
○旧町村部対策事業の効果的実施
○旧町村部対策新規事業の検討
○その他旧町村部の不安、懸念
の解消
〔構成員〕
リーダー：おおいた創生推進課長
メンバー：関係課長 等

幹事会

〔役割〕
支援本部会議に係る事前協議
〔構成員〕
幹事長：総務部審議監
副幹事長：市町村振興課長
おおいた創生推進課長
幹事：
総務部関係課長
各部局主管課長
教育庁教育改革・企画課長
警察本部警務課長
振興局地域創生部長

幹事会

〔役割〕
地域支援本部会議に係る事前
協議
〔構成員〕
幹事長：振興局地域創生部長
幹事：振興局関係部長
各地方機関総当課長
等

作業部会 必要に応じて設置

事務局（市町村振興課、おおいた創生推進課）

事務局（振興局地域創生部）